

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成30年5月21日（平成30年（行個）諮問第87号）

答申日：平成31年4月8日（平成31年度（行個）答申第2号）

事件名：共同相続人が提出した特定被相続人に係る準確定申告書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日Aに死亡した被相続人特定個人Aの遺産について特定年月日Bまでに特定個人Bより提出された準確定申告書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年12月6日付け特定記号第484号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料については省略）。

（1）審査請求書

開示請求書がなぜ受理されなかったのか

それに対して納得できないため

（補足）

特定年月日Aに死亡した被相続人特定個人Aの遺産については、特定個人Bと審査請求人の2名が相続人となっていますが、特定年月の時点で、特定個人Bから準確定申告用の付表のみが送られてきました。肝心の本表は添付されていなかったため、付表については署名・押印をすることなく、その旨をはがきを書いて送付していました。よって、準確定申告の内容については知ることも出来ず、現在に至っております。

また、特定年月日Bに特定個人Bが当方に通知することなく、共同名義という形で相続税の申告書を特定税務署に提出しています。ただ、これには審査請求人の署名（パソコン入力）のみ、押印はなされていなかったということでした。その結果として、延滞税・加算税が発生する事

態となりました。

特定個人Bに対しては、私の方から「遺産分割調停」を申し立て、昨年3月に調停成立を果たしていますが、その際、申告書の日付けは特定年月日C提出、税務署の收受判なし、特定個人Bと税理士事務所の判もないといった「丸に控」の入ったゴム印が押されたものでした。その後、実際に提出したのは特定年月日Bに提出したことが判明しました。

よって、相続人の一人として、共同で出されたものの閲覧を特定税務署において、要望し、口頭で拒否されたこともあり、改めて、開示請求書を提出しましたが、平成29年12月6日付けでこれも「開示しない」との通知を受けた次第です。

この経緯をご勘案の上、よろしく判断いただきたいと思います。

(2) 意見書

被相続人特定個人Aの準確定申告書については、相続人である特定個人Bから、特定年月に、「準確定申告」を出すために必要とされる付表のみが、審査請求人宛に送られてきました。本表が添付されていないため、署名押印することはできないとののがきを送っております。その結果として、どのように準確定申告書が作成、提出されたかについては調停の中でも提示されていなかったため、審査請求人としては、知る由もありません。

(中略)

私も弁護士に相談、依頼して、遺産の分割協議を開始したところに、相手方より、「準確定申告書」を提出したいので、付表に押印、署名して欲しいとの依頼が届きましたが、本表が同封されていなかったため、そのことを指摘した送付拒否のがきを送付しております。ですから、その後どのような経緯で、特定個人Bが準確定申告書を提出したのか、調停の中で触れられたこともなく、今日に至っている次第であります。

また、調停では、相手方の準備書面の中で、被相続人特定個人Aの遺産について、遺産額が徐々に増えては来ているものの、相続税の申告をすることを全く知らせて来ませんでした。そのため、特定税務署からの督促状が送られてきて、初めて提出が行われたことを知った訳であります。(特定個人Bが提出した相続税の申告書については私の押印がなかったため、税務署は受付したものの、その後、税額は特定個人Bの方に返金しているとの弁あり)

準確定申告にしても、相続税の申告にしても、特定個人Bは審査請求人に知らせることなく、提出していることは、被相続人特定個人Aの遺産を知らせたくないという意思が極めて強かったことを示していると思われまます。審査請求人は、特定税務署に開示請求をしたのも、被相続人特定個人Aの遺産を知ることは、被相続人特定個人Aの生き様の最期を

知りたいと思ったからであります。

そのことをご勘案されて、相続人の一人として、片方のやったことを知りたいと思うのは当然の行為だと思っていただきたいのです。なぜ、特定個人Bは審査請求人に全容を知らせたくなかったのか。あれ以来、音信不通になっている状況は被相続人特定個人Aの望んだことなのか。そんな思いを持ちつつ、意見書としてまとめましたが、送られてきた通知書は専門用語が多く、その解釈が追いつかずに判断しようがありませんが、結論が違っていただけは理解しました。

特定個人Bが隠し通そうとしたことは、審査請求人に真実を伝えたくないという理由だと思いますが、行為としては、準確定申告についても、相続税の申告についても、共同相続人である審査請求人には連絡しないで、税務署に提出したことは同じであるにも関わらず、なぜ結論が異なるかについては、理解が出来ず、どう解釈すればいいのでしょうか。

(中略)

併せて、必要と思われる書類のコピーを同封いたしますので、判断材料にさせていただければと存じます。

- ※ 1 被相続人特定個人A逝去時における保有資産内容（概要）のコピー
- ※ 2 準確定申告書付表の送付文書のコピー
- ※ 3 調停の中で出されてきた相続税の申告書のコピー 特定月日の日付，署名押印なし
- ※ 4 国税不服審判所特定支所から送付された相続税申告書のコピー 特定月日の日付，特定税務署の收受印あり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し、平成29年12月6日付け特定記号第484号により、本件対象保有個人情報は、その存否を答えることにより、開示請求者以外の特定の個人が所得税及び復興特別所得税の申告書を提出した事実の有無という法14条2号の不開示情報を開示することになることから、法17条の規定に基づき、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する旨の不開示決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、本件開示請求に係る開示請求書がなぜ受理されなかったのか納得できないとして、不服を申し立てているところ、処分庁は、本件開示請求に係る開示請求書を受理した上で、原処分を行っているところであり、本件審査請求の理由としては、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否した原処分に納得ができな

いとして、原処分を取り消しを求めているものと解されることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 法14条2号、7号柱書き及び17条の規定について

法14条2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

ただし、この不開示情報から、①法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、②審査請求人を含む人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報、③公務員等の職務の遂行に係る情報は除かれている。

また、法14条7号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

さらに、法17条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨を規定している。

(2) 本件存否情報の不開示情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、特定個人Bが提出した準確定申告書に記載された保有個人情報であり、その存否を答えることは、特定個人Bが準確定申告書を提出した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなり、法14条2号に規定する開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

一方で、審査請求人及び特定個人Bは被相続人特定個人Aの共同相続人であるため、個別事情によっては、本件存否情報が同号ただし書イにいう「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報に該当する余地もある。

そこで、本件において、そのような個別事情があったか否かを検討すると、審査請求書及び添付書類の記載内容等によれば、原処分の時点で審査請求人が本件存否情報を慣行として知ることができたといえる個別事情があったとまでは認められない。

したがって、本件存否情報は、法14条2号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しな

いことから、本件存否情報は、同号の不開示情報に該当すると認められる。

イ また、申告納税制度は、納税者自らが税法を正しく理解し、その税法に従って正しい申告と納税をするという極めて民主的な制度であり、この制度に基づき自主的に申告した納税者（特定個人B）の申告情報（準確定申告書を提出した事実の有無）を他の納税者（審査請求人）に開示することは、納税者（特定個人B）と税務当局との信頼関係を著しく損なうばかりか、制度を信頼し税務当局に申告を行っている一般の納税者の税務申告に対するコンプライアンスまで著しく低下させることとなる。

その結果、自らの申告情報を税務当局への開示請求によって知られることを避けるため、無申告となったり、虚偽の申告を行うことなどが想定され、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本件存否情報は、法14条7号柱書きの不開示情報にも該当するものと認められる。

ウ したがって、本件対象保有個人情報の存否を明らかにすることは、本件存否情報という法14条2号及び7号柱書きの不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により存否応答拒否すべきものと認められる。

3 結論

以上のことから、本件開示請求については、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで、法14条2号及び7号柱書きの不開示情報を開示することとなるため、法17条に基づき、その存否を明らかにせず、開示請求を拒否した原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成30年5月21日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月15日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 平成31年3月7日 | 審議 |
| ⑤ | 同月26日 | 審議 |
| ⑥ | 同年4月4日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求め、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の存

否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件対象保有個人情報は、審査請求人以外の特定個人Bが提出した準確定申告書に記録された保有個人情報であり、その存否を答えることは、審査請求人以外の特定個人Bが準確定申告書を提出した事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることとなる。

そこで、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

- (2) まず、本件存否情報は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。
- (3) 本件においては、審査請求人及び特定個人Bは被相続人特定個人Aの共同相続人であるため、個別事情によっては、本件存否情報が法14条2号ただし書イにいう「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当する余地もある。そこで、以下、本件において、そのような個別事情があったか否かを検討する。

審査請求書及び意見書によれば、審査請求人は、特定個人Bから準確定申告用の付表のみが送られてきた際に、本表が添付されていなかったことから、付表については署名・押印をしておらず、その後も、特定個人Bとの間で分割協議や、署名押印等は行っていないとのことである。よって、原処分時点において、審査請求人が本件存否情報を慣行として知ることができ、又は知ることが予定されているとするだけの事情は認められないことから、本件存否情報が法14条2号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認められる事情も存しない。

- (4) 以上より、本件存否情報は、法14条2号の不開示情報に該当すると認められることから、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで同条2号の不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否した原処分は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 諮問庁は、審査請求人が特定個人Bの提出した被相続人特定個人Aに係る相続税の申告書の開示を求めた別件諮問事件（平成30年度（行個）答申第219号に係る事件）の理由説明書において、当該相続税の申告書につき一部開示する旨を説明しているところ、審査請求人は、意見書（上記第2の2（2））において、本件と対応が異なると指摘している。

この点、別件においては、審査請求人が相続税の申告書の提出の有無を知ることができる特別な事情があったと認められたことから、諮問庁

がその存否を明らかにしたものである（平成30年度（行個）答申第219号参照）。

他方、本件準確定申告書の開示請求については、上記2（3）のとおり、本件存否情報を慣行として知ることができる個別事情は認められないことから、審査請求人の上記主張には理由がない。

（2）審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法14条2号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が当該情報は同条2号及び7号柱書きに該当することから開示請求を拒否すべきとしていることについては、当該情報は同条2号に該当すると認められるので、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子